

第3章 共生社会の実現に向けた取り組み

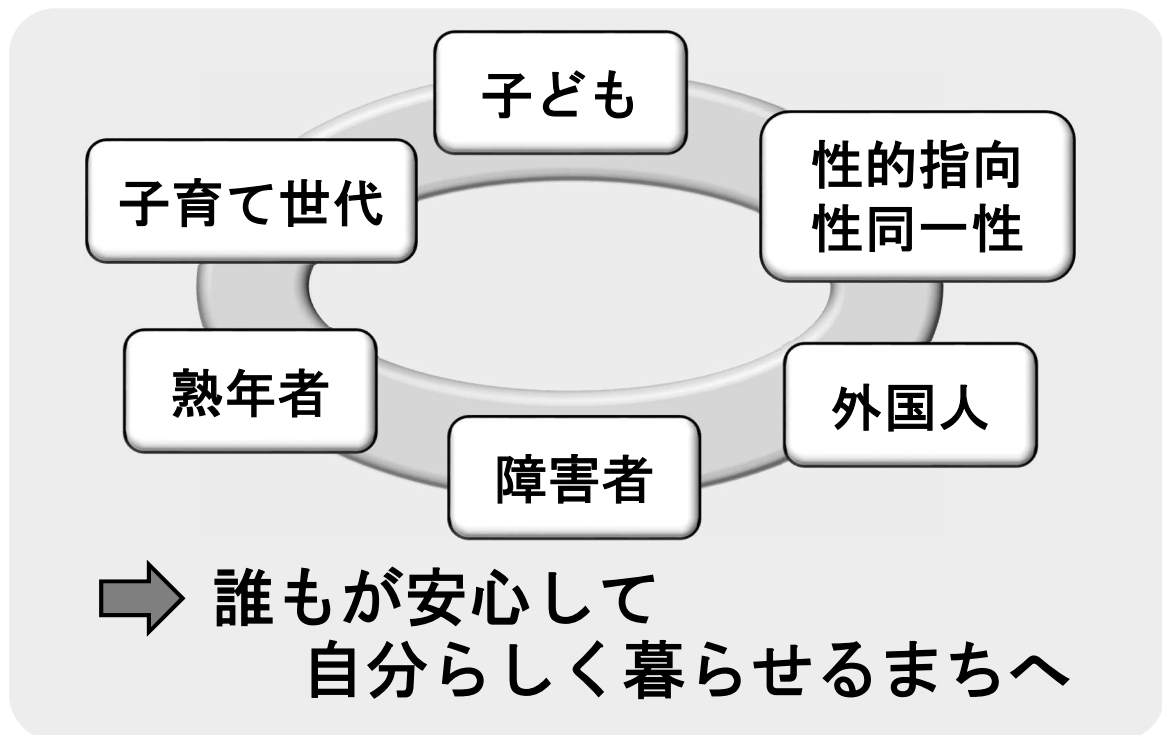
区では、以下の取り組みとビジョンにより、共生社会の実現に向けて、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指し、さまざまな施策を行っています。

1 共生社会の実現に向けた「区の取り組み」

(1) 障害者権利擁護の取り組み	① 障害者差別解消法の普及啓発・相談対応 ② 障害を理由とする虐待防止の取り組み
(2) 障害者理解に対する取り組み	① 手話に関する取り組み ② 視覚障害者に対する取り組み ③ さまざまな障害者理解のための取り組み
(3) 地域共生社会構築の拠点	なごみの家
(4) 福祉・健康のまちづくり	① やさしい道づくり ② 公園でのユニバーサルデザインの取り組み ③ 安全で使いやすい駅 ④ 公共施設等のバリアフリー化
(5) 障害者の就労支援	① 障害者就労支援センター ② 江戸川区就労支援ネットワーク ③ 障害者の雇用促進（区職員） ④ 就労に係る新法人の設立・運営
(6) スポーツや文化活動に対する取り組み	① 障害者スポーツの振興 ② 図書館での支援 ③ 心身障害者（児）作品展示会 ④ 障害者協議室の運営
(7) 災害時の要配慮者への支援	災害時の要配慮者への支援
(8) 新庁舎の建設	新庁舎の建設
(9) 新たな障害児支援施設	① 児童相談所の設置 ② 発達相談・支援センターの設置
(10) 先導的共生社会ホストタウン	① ユニバーサルデザインのまちづくり ② 心のバリアフリー

2 共生社会の実現に向けた区のビジョン

(1) 共生社会の実現に向けた今後の取り組み（ビジョン図）	共生社会の実現に向けた今後の取り組み（ビジョン図）
(2) 今後の取り組み	（仮称）江戸川区共生社会ビジョンの策定 （仮称）江戸川区共生社会＝SDGsビジョン
(3) 本計画との関係	本計画との関係



※以下の施策展開では、区に取り組みに関連するSDGsのアイコンを掲載しています。

1 共生社会の実現に向けた「区取り組み」

(1) 障害者権利擁護の取り組み

① 障害者差別解消法の普及啓発・相談対応

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害の有無にかかわらず、全ての区民が共に生きる社会を目指しています。



○普及啓発事業

区民向けに「障害者福祉のしおり」、「広報えどがわ」、区公式ホームページを活用し、普及啓発を図っています。また、障害者理解のための講座も開催しています。

○各種団体との意見交換会・当事者からの相談受付

毎年、各種団体と意見交換を実施しています。また、区立の障害者施設、熟年者相談室、なごみの家、障害者相談員その他、各相談窓口で相談を受け付けています。

○職員の対応力向上

障害のある方への差別解消に向けて、職員の対応について、平成 28 年度（2016 年度）に、「江戸川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び「江戸川区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定しました。

区の各相談窓口が、障害のある方やそのご家族等からの相談に的確に対応し、相談者の支援につなげていきます。

○基礎調査から見えてきた課題

令和元年度（2019年度）に実施した計画策定のための基礎調査において、障害のある方の障害者差別解消法の認知度は25.1%でした。今後、障害者差別解消法の周知など、障害者理解の促進が課題となっています。

障害者差別解消法の理解	①「知っている」	7.8%
	②「聞いたことはある」	17.3%
	①+②認知度	25.1%
	「知らない」	67.8%

【今後の取り組み】

○区民向け周知・啓発

「広報えどがわ」や区公式ホームページを活用して、対応事例集を掲載するなど、障害者差別解消法の普及啓発を図ります。

普及啓発リーフレットを作成し、当事者、サービス提供事業所へ広く周知します。

○区職員の対応力向上

職員一人一人が対応要領の内容と意義について十分に理解を深めることで、相談対応や支援の質を高め、障害を理由とする差別解消を徹底していきます。また、各種研修の機会を捉え、スキルアップを図ります。

○各種団体からの意見交換

各種団体との意見交換会等の場で、お伺いしたご意見やご要望を、区の施策に活かしていきます。

② 障害を理由とする虐待防止の取り組み

平成24年(2012年)10月の障害者虐待防止法施行に伴い、虐待の未然防止や早期発見・対応を行っています。合わせて、本人とその家族等の養護者の支援を目的として、周知・啓発活動や相談対応を実施しています。本人からの申出のほか、家族、施設職員、近隣住民からの通報等により、障害のある方への虐待の疑いがある場合には、児童相談所や警察等の関係機関と連携し、区が事実確認、安否確認、立ち入り調査、虐待と認められた場合の一時保護等、迅速かつ適切な対応に取り組んでいます。

【今後の取り組み】

○障害者虐待SOS電話の設置

専用の虐待通報電話を設置し、通報先の一元化、見える化を図ります。

○障害者権利擁護の普及啓発

当事者や事業者等に向けての障害者権利擁護(虐待防止・差別解消)の普及啓発リーフレットを作成し、広く周知するとともに、事業者を対象とした研修会を実施します。

参考 法律・条例

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として制定されました。

○東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京にぐらし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)

障害者虐待の防止等の施策を推進するため、平成24年(2012年)10月に施行されました。この法律では、障害者に対する虐待の禁止や障害者虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町村の立ち入り調査権限などが定められました。

○公益通報者保護法

公益通報をしたことを理由とする解雇の無効、不利益な取り扱いの禁止が定められています。

(2) 障害者理解に対する取り組み

① 手話に関する取り組み

○手話言語条例の制定

手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、全ての人が互いを尊重し合い共生する地域社会を実現するために、江戸川区手話言語条例を平成30年(2018年)4月1日に施行しました。手話の理解促進及び手話の普及、手話による意思疎通支援のための施策の推進に努めていきます。

○手話通訳者の派遣

日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために、聴覚障害の方、言語機能障害の方を対象に、手話通訳者を派遣しています。

○手話通訳者の区役所本庁舎の配置

区役所本庁舎での手続きや相談に際し、聴覚障害の方、言語機能障害の方が、手話通訳者の同行が必要となる場合のために、手話通訳者を配置しています。(区役所本庁舎1階総合案内、毎週火曜日と金曜日、13時～16時)

○リレー手話通訳者(ろう通訳者)の派遣

高齢のろう者の方など、健聴の手話通訳者が表す手話表現ではうまく意思疎通ができない方について、健聴の手話通訳者と依頼者(ろう者)の間にろうの手話通訳者が入り通訳を行うことで、より円滑な意思疎通ができるよう健聴の通訳者に加え、ろうの通訳者を派遣します。

【今後の取り組み】

○小・中学生への手話の出前講座の実施

障害者理解教育の一環として、手話の学習を導入する小・中学校へ講師を派遣し、児童・生徒への手話の普及啓発を図ります。

○小・中学生向けデータ版手話普及啓発リーフレットの作成

小・中学生向けに手話普及啓発リーフレットを作成し、区公式ホームページで閲覧できるようにします。タブレット端末を利用した授業等でも活用できます。

② 視覚障害者に対する取り組み

○声のたより

区からのお知らせや区内で活躍する人のインタビューなどを収録したCDまたはカセットテープを月1回発行しています。

○声の広報

「広報えどがわ」の全ての記事を音読したCD(デイジー形式)を毎号発

行しています。

○点字広報

「広報えどがわ」の中から、暮らしや健康に役立つ記事を中心に編集した点字冊子を月1回発行しています。

○声の便利帳

「くらしの便利帳」の内容を収録したCD（デイジー形式）を発行しています。

○区公式ホームページ

音声読み上げ、文字の拡大、背景色と文字色の変更などに対応しています。

【今後の取り組み】

情報収集における視覚障害の方と健常者との不平等を解消するためのさまざまな施策を、引き続き検討していきます。

③ さまざまな障害者理解のための取り組み

各部署において、障害のある方の理解に関する講演会等の開催等、さまざまな活動に取り組んでいます。

(3) 地域共生社会構築の拠点（なごみの家）

区では、町会・自治会や各種団体による活発なコミュニティ活動を土台とした「地域力」を生かし、「なごみの家」を拠点に熟年者、子どもや障害のある方を含めた全世代に対応する新しい地域福祉の仕組みづくりを目指しています。

「なごみの家」は、令和2年（2020年）10月1日現在、区内に9カ所設置しています。地域の身近な相談窓口であり、地域のネットワークをつなげる拠点として、区内全15カ所の設置を目指しています。



○主な機能と内容

主な機能	内 容
なんでも相談	相談員や保健師または看護師等の専門職が、窓口や電話であらゆる相談に対応。 訪問相談も実施。専門的支援は、各サービス相談窓口を案内。
地域のネットワークづくり	町会・自治会、医療・介護関係者、民生・児童委員、警察・消防等が協力し、地域の支え合い・助け合いの支援を行う。
居場所・通いの場	子どもから熟年者まで障害の有無に関わらず、誰もが気軽に立ち寄って交流できる地域の交流の場。 食を通じた多世代交流として、「なごみの家食堂」を実施。

○基礎調査から見てきた課題

計画策定のための基礎調査において、なごみの家の認知度は 41.9%、利用状況は5%でした。なごみの家は障害者も利用できる施設であることの周知及び利用しやすい環境づくりが課題となっています。

なごみの家の利用状況	①「利用したことがある」	5.0%
	②「聞いたことはあるが利用したことはない」	36.9%
	①+②認知度	41.9%
	「なごみの家を知らない」	54.1%

【今後の取り組み】

分野横断型多世代の地域共生社会づくりの拠点として、地域への発信力を強化し、周知を図っていきます。現在は、精神障害の方の利用はある程度あるものの身体障害や知的障害の方々の利用は進んでいないため、あらゆる機会を通じてPRしていきます。

また、さまざまな課題を地域の方々自らで解決することを支援するために、日常的に障害当事者や支援機関と意見交換を行っていくとともに、障害への理解を進める取り組みを積み重ねていきます。

(4) 福祉・健康のまちづくり

区では、誰もが使いやすい「やさしい道づくり」に取り組み、公共施設等への音声誘導装置の設置や、歩道巻込み部の段差解消・誘導用シートの設置等、道路のバリアフリー化を推進しています。合わせて障害のある方等のスポーツ活動を促進するなどの観点から、施設設備のバリアフリー化に取り組んでいます。

① やさしい道づくり

平成3年度(1991年度)から年に1回、8月の「道路ふれあい月間」に合わせて、視覚障害者団体や身体障害者団体の方々と、道路の利用しやすさについて話し合う「やさしい道づくり意見交換会」を行っています。白杖や車イスなどを使用する方々からの意見を取り入れ、誰もが安心して利用できる道づくりを進めています。

区取り組みとして、視覚障害の方が駅やバス停から公共施設へ移動する際のルートを音声で案内する音声誘導装置の設置、バス停を利用しやすくするためのベンチ・手すり・誘導用ブロックを合わせた整備、歩道巻き込み部の段差解消等を行っています。

歩道巻き込み部の段差解消については、これまで歩道端部と車道の境目に2センチ段差のあるブロックを設置していましたが、区では平成5年度(1993年度)より、この段差をゼロセンチにした「段差解消ブロック」の設置を進めています。車イスやベビーカーなどを利用する方が通行しやすい一方で、視覚障害の方の安全面も考慮し、誘導用シートを合わせて設置しています。



【音声誘導装置】

バス停から公共施設への移動を音声で案内します。



＜設置数＞
83 施設
160 基

【バス停留場整備】

ベンチ、手すり、誘導用ブロックを合わせて整備しています。

＜設置数＞
291 カ所
(区内 バス停 680 カ所)

【歩道巻き込み部段差解消】

段差解消ブロックを設置し、歩道巻き込み部の段差を解消しています。



＜設置数＞
6,851 カ所
(区内巻き込み部
7,921 カ所)

【誘導用シート（ブロック）】

視覚障害の方が施設等への移動経路を認識できるように、点状と線状の突起がある黄色のシート（ブロック）を組み合わせて配置しています。



【バリアフリーストイレ】

車イス利用者・熟年者・乳幼児を連れた方など、誰もが利用しやすとしたトイレです。駅前などのトイレ改修に合わせて整備を進めています。



【接触図案内板】

駅前のバス乗り場・トイレ・交番等の位置を、触って確認する案内板です。ボタンを押すと音声で案内します。

＜設置数＞
3 カ所



その他にも、交通管理者である警察署と調整を図り、音響式信号機やエスコートゾーンの整備を進めています。

【音響式信号機】

歩行者の信号が青になると、鳥の鳴き声や音声で知らせます。

＜設置数＞
区内 38 カ所



【エスコートゾーン】

横断歩道の中央に突起状の列を敷設し、視覚障害者が安全に道路を横断できるようにしています。



＜設置数＞
区内 5 カ所

※設置数は令和2年(2020年)4月1日現在の数値

【今後の取り組み】

これからもさまざまな方の意見を取り入れて、誰もが使いやすい安心・安全な道づくりを進めていきます。

② 公園でのユニバーサルデザインの取り組み

公園の新設や改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めています。

公園の出入口部の段差解消や園内の動線の内1つ以上をスロープにするなど、段差のない園路整備を進めています。また、車イスの方でも利用しやすい水飲み場など、バリアフリーに対応した公園施設を整備しています。

出入口や主要な園路等には誘導ブロックや誘導シートを設置し、視覚障害の方でも安全に利用できるようにしています。

公園内に設置する手洗所では、1部屋以上をバリアフリースイートイレとする整備を進めています。また、オストメイト対応トイレの導入も進めています。



【園内段差解消】

公園内に段差がある場合には、補修工事を行っています。

＜補修件数＞

27 園 29 カ所

(平成 31 年度 (2019 年度)
実績)

【車イス対応水飲場】

車イスの方が接近・方向転換できる水飲場を設置しています。



＜設置数＞

257 園

261 基

【誘導用シート（ブロック）】

出入口には点状と線状のシートを組み合わせて配置し、視覚障害の方が公園と道路の境を認識できるようにしています。



【バリアフリースイートイレ】

公園の手洗所にはバリアフリースイートイレを設置しています。



＜設置数＞

109 カ所

※設置数は令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日現在の数値

【今後の取り組み】

誰にでも楽しんでもらえるよう、車イスの方でも利用できる遊具や、背もたれ付きの遊具など「ユニバーサルデザイン遊具」を新たに導入していきます。

③ 安全で使いやすい駅

障害のある方、熟年者等の移動上及び施設利用上の安全性や利便性向上の促進を図り、公共の福祉の増進に取り組んでいます。

円滑な移動環境が整ったバリアフリールートについては、エレベーターによる段差解消などを行い、区内全駅に1ルートが確保されています。

また、ホームからの転落防止策として、内方線付き点状ブロックを区内全駅に整備しました。ホームドアについては、現在も整備に向け取り組んでいます。



【今後の取り組み】

ホームドアの未整備駅については、各事業者に早期整備を要請していきます。バリアフリールートについては、駅の特性に応じ、更なる充実に向けて複数ルートの整備を各事業者に要請していきます。

参考 区内駅におけるホームドアの整備状況

- ・ J R 総武本線 小岩駅（令和2年度（2020年度））
- ・ 都営新宿線 全 駅（平成30年度（2018年度））
- ・ 東京メトロ東西線 葛西駅、西葛西駅（令和2年度（2020年度）整備中）

④ 公共施設等のバリアフリー化

公共施設等には、障害のある方、熟年者、妊婦、子連れの方などさまざまな方が訪れるので、誰もが安心して利用できるよう、スロープ・手すりの設置、車イス対応エレベーター、点字・音声案内、バリアフリースイレ等の整備に取り組んでいます。



【今後の取り組み】

公共施設等における機能維持・改善を目的とし、バリアフリー整備を実施してきました。今後も大規模改修に合わせ、積極的にバリアフリー整備に取り組んでいきます。

参考 口腔保健センターの取り組み

障害のある方や要介護高齢者で、地域の歯科医院で治療を受けることが難しい方の歯科診療を行います。専任の歯科医師のほか、障害者(児)の歯科診療の特別な研修を受けた歯科医師が診療を行います。障害者(児)・要介護高齢者の歯科診療の他にも、歯や口の中の手入れとしての口腔ケア、地域のかかりつけ医との連携、高次医療機関への紹介なども行っています。

今後も口腔保健センターの事業運営を支援し、継続して障害のある方等の歯科診療をはじめ、口腔ケア及び口腔機能の向上を目指していきます。

(5) 障害者の就労支援

① 障害者就労支援センター

障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、障害のある方が安心して働き続けることができるよう、就労面と生活面の支援として、各部門において、次のような事業を行っています。



○相談部門

障害のある方の就労に関する相談や就労活動への支援を行います。

○訓練部門

一般就労に必要な作業技術の習得や社会的マナーの訓練を行い、より確実な就労促進と定着を目指します。

○授産部門

・就労移行支援事業所

地域に密着した生産活動を通して、一般就労への移行を支援します。

・就労定着支援事業所

一般就労へ移行された障害のある方について、雇用された事業所で就労継続を図るための支援をするもので、特に、一般就労へ移行された障害のある方を対象としています。

【今後の取り組み】

相談支援の充実と共に、利用者とその家族が安心して地域の中で暮らしていけるよう、地域移行支援や地域定着支援などの地域相談の実践に取り組みます。また、雇用施策と福祉施策の連携を図る重度障害者等就労支援特別事業については、そのニーズを把握したうえで、支援のあり方を検討します。

② 江戸川区就労支援ネットワーク「ミラクル（未来×くる）」

就労支援ネットワーク事業として、障害者就労支援センターでは、区内の就労系福祉サービス事業所における優先調達に関すること、共同販売に関すること、受注窓口に関することなどの調整機能を担っています。この事業では、区内事業所間での連携を強化し、障害のある方の就労の促進を図ることを目的に「ミラクル（未来×くる）」と称して、年間を通してさまざまな機会を設けて活動しています。

特に区内の就労支援事業所を中心とした生産活動により、特色ある自主製品の販売を通じて、地域住民とのつながりを持つことで、障害のある方の就労への理解を深め、更なる工賃の向上を目指して取り組んでいます。

【今後の取り組み】

販売分野について、より利便性を高めるために、今後はインターネットサイトの活用やカタログを用いた販路拡大への取り組みを構築し、区内就労支援事業所における受注の増加を目指します。



③ 障害者の雇用促進（区職員）

令和元年（2019年）6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたことに伴い、区では「江戸川区障害者活躍推進計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5ヶ年計画）」を策定しました。

この計画は、障害者雇用を促進し、障害のある職員が適性に応じて最大限に能力を発揮し活躍することを推進するため策定したものです。

【今後の取り組み】

採用の条件として、特定の障害のみを採用の対象とする、自力で通勤できる者を対象とする等、不適切な条件を付すことは行いません。採用時の面談の際には、積極的に合理的配慮等の必要の有無等を確認し、必要な措置を講じます。



④ みんなの就労センターへの支援

就労意欲のある人が個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供するみんなの就労センターを支援することにより、就労の促進、生活感の充実、福祉の増進を図ります。



(6) スポーツや文化活動に対する取り組み

① 障害者スポーツの振興

区では、共生社会づくりの実現を目指し、また東京 2020 大会のレガシーとして、障害者スポーツの振興を進めています。運動やスポーツを楽しめる場づくりとその機会を支える人材の育成、そして障害者スポーツのPRを柱として事業を展開しています。



○スポーツを楽しめる場づくり

- ・東京パラリンピック 22 競技 “できる” 宣言

区内で各競技に取り組める環境を整え、パラスポーツ振興を推進します。

- ・えどがわスポーツコンシェルジュ

区立スポーツ施設では、運動・スポーツに関して常時相談できる窓口を開設し、さらに定期的に理学療法士などの専門家に相談できる機会も設けています。

- ・区及び区立スポーツ施設の指定管理者が行う教室

ボッチャ、バスケットボール、陸上、ダンスなど定期的に運動・スポーツができる機会を提供します。

- ・障害者スポーツ推進月間

区独自に毎年 11 月を推進月間と位置づけ多彩なイベントを開催します。

○支える人材の育成

- ・初級障害者スポーツ指導員(えどがわパラスポアンバサダー)の育成

区主催の養成講習会を毎年実施、各種教室事業での活動の場を紹介します。

○障害者スポーツのPR

福祉施設や学校、地域のイベントなどで出張パラスポーツ体験会を開催します。

その他、医療関係者との協働など、さまざまな地域の力を生かすことで障害のある方がより運動やスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めています。

区の障害者スポーツ情報は江戸川区スポーツ情報サイト「えどスポ！」で



【今後の取り組み】

○区内障害者の週1回以上のスポーツ実施率の向上

基礎調査実施時※	令和5年度 (2023年度) 目標
31.4%	34.5%

※令和元年度（2019年度）江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査結果より
スポーツができる場の拡大や指導員などスポーツを支える人材の育成
などを進め、スポーツ実施率の向上を図っていきます。

② 図書館での支援

区内の各図書館では、活字印刷の本をそのままでは読むことが困難な方や体が不自由なために図書館に行くことが困難な方等へさまざまなサービスを用意しています。



○貸出点数と貸出期間

頻繁に来館できないことを考慮して、一般の方の2倍になっています。

貸出点数	本・雑誌 (大活字・点字・録音図書)	20冊
	CD (録音図書以外の朗読、落語、音楽等)	6点
	DVD	4点
貸出期間	30日間	

○その他

活字印刷の本をそのままでは読むことが困難な方	【館内でのサービス（図書館により異なります）】 ・対面朗読室の提供 ・音声対応パソコン、拡大読書器の提供、デジタイザー再生機の利用 【資料の提供】 ・点字本・録音図書等の貸出および郵送サービス ・音声と一緒に文字や画像がパソコンで表示されるデジタル図書（マルチメディアデジタイザー）の貸出
身体が不自由なために図書館に行くことが困難な方で、ご家族等にご協力をお願いできない場合	・宅配サービス

【今後の取り組み】

パソコン用音訳ソフトを導入し、録音図書の充実を図ります。
より気軽に図書館を利用していただけるよう、環境整備に努めます。

③ 心身障害者（児）作品展示会

この展示会では、区内の障害のある方々が制作した陶芸、絵画、写真、書道、手芸等の約 800 点の力作を一堂に集め、日頃の成果を発表しています。また、障害のある方への理解を促進する場にもなっています。

この取り組みをきっかけに、誰もが表現活動を楽しみ、各々の可能性に光があたる共生社会が実現することを目指して開催しています。



【今後の取り組み】

障害のある方の作品展示のみに限らず、子どもや熟年者、幅広い活動分野の人たちなど、障害のある方と共に参加できるワークスペースなどの文化芸術活動のための交流の場を設けて、誰もが参加しやすい機会を創出することで、さらなる障害のある方の社会参加の推進と障害に関する理解の促進に努めていきます。

④ 障害者協議室の運営

区内の障害のある方で構成される区内の障害者団体、区内の障害者（児）の保護者グループ、障害者団体が活動を支援するボランティアグループを対象とし、情報交換、交流等の自主活動を積極的に図れるよう、タワーホール船堀の3階にある会議スペースを貸し出しています。



【今後の取り組み】

障害者団体等の活発な情報交換や交流活動を維持できるよう、会議スペースの貸し出しを今後も継続していきます。

(7) 災害時の要配慮者への支援

地域防災の基本理念として「自助」「共助」「公助」の3つの考え方があります。この3つの考え方を組み合わせ、かつそれぞれが連携協力して防災対策を行うことが、より多くの命を災害から守ることにつながります。災害発生時には、障害のある方の多くは正確な情報収集や自力での避難が困難なため、大きな被害を受ける可能性が高くなることが想定されます。日ごろの備えを十分に行うことは「自分の命は自分で守る」という「自助」の観点からとても大切になります。



自助	「自らの命は自らが守る」という自己責任原則の考え方 (区民、家庭、事業所が自らを災害から守ること)
共助	地域の助け合いにより「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方 (自主防災組織、町会・自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること)
公助	それぞれの責務と役割を明らかにし、行政が連携を図っていく考え方 (区・都・防災関係機関が区民を災害から守ること)

※江戸川区地域防災計画（本冊）3 ページ参照

障害のある方等、災害時において配慮が必要な方（要配慮者）への災害支援策について、「江戸川区地域防災計画」において避難行動、避難生活、福祉避難所への避難等それぞれの場面における支援計画を定めています。また、江戸川区要配慮者対応マニュアルを作成し、災害時の要配慮者への対応を定めています。

特に水害については、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（介護事業所等）において、水防法で義務化された避難確保計画※を当該施設管理者が区の支援のもと作成しています。

※避難確保計画

平成 29 年に「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等に作成が義務づけられました。施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制・避難誘導・施設の整備等を施設管理者等が主体的に作成するものです。

【今後の取り組み】

避難支援体制づくり（全体計画の策定）や、自ら避難することが困難な要配慮者（避難行動要支援者）に対する避難支援として、在宅の方を中心に直接福祉避難所等へ避難していただくよう避難先の指定や、個別計画の策定と合わせて福祉避難所受入体制の整備を進めます。

また、福祉避難所の拡大に取り組んでいきます。

(8) 新庁舎の建設

新庁舎建設に向けて「5つの基本理念」を軸として、さまざまな検討を行っています。



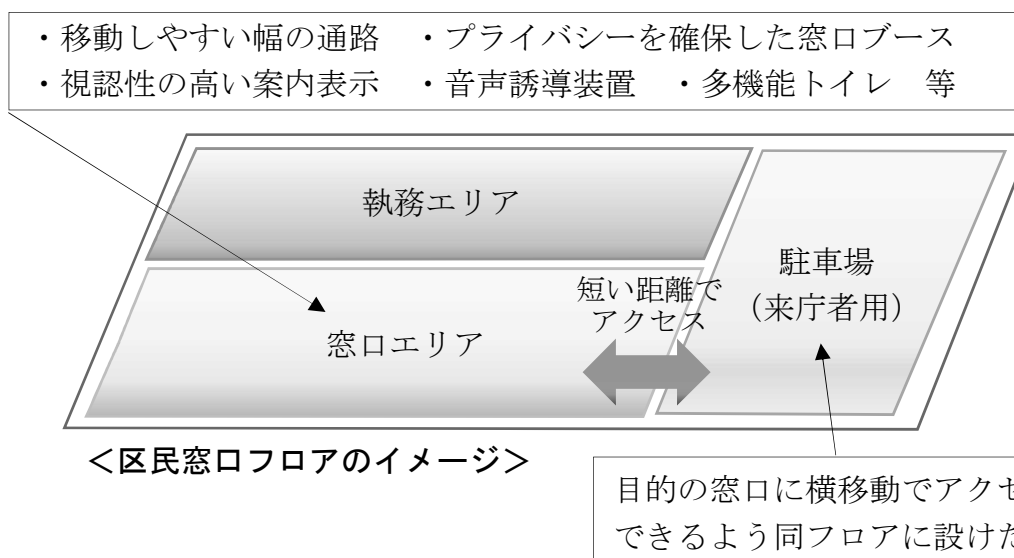
<新庁舎の5つの基本理念>

基本理念1	“災害対応の拠点”として70万区民を守る、たくましい庁舎
基本理念2	“協働・交流の拠点”として開かれ、シビックプライドを高めていくような庁舎
基本理念3	“区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎
基本理念4	“日本一のエコタウン”実現に向け、環境の最先端を歩む庁舎
基本理念5	“健全財政”を貫きつつ、将来変化にも柔軟に対応できる庁舎

このうち、“基本理念3”では障害のある方や熟年者、外国人など訪れる全ての人が快適に利用できるように「“区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎」を掲げています。なお、令和2年度（2020年度）末に策定した「新庁舎建設基本構想・基本計画」には、基本理念を実現するための機能例（下記）を示しています。

今後の具体的な設計にあたっては、福祉関連団体や利用者の声を聞きながら、誰にでも優しい庁舎の実現を目指します。

<『基本理念3』を実現するための機能例>



(9) 新たな障害児支援施設

① 児童相談所の設置



平成 28 年（2016 年）5 月、児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別区における児童相談所の設置が可能となったことを背景に、令和 2 年（2020 年）4 月に、江戸川区児童相談所（※愛称：はあとポート）を開設しました。

江戸川区児童相談所（はあとポート）では、18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じています。

- ・ 障害相談（障害児施設入所に関することを含む）
- ・ 愛の手帳取得の申請及び判定
- ・ 児童虐待相談（児童虐待対応ダイヤル「189」の通告窓口を含む）
- ・ 養育困難相談（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）
- ・ 非行相談
- ・ 不登校相談、性格行動相談、しつけ相談など
- ・ 里親に関する相談、研修、登録

子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を行い、全ての子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

※愛称「はあとポート」は、子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港に」という想いが込められています。（区民公募にて命名）

【今後の取り組み】

- ・ 子どもの発育年齢や課題に応じた、日常の子育ての困りごとを解消できる身近で細やかな相談窓口（ペアレントトレーニングや個別相談会の開催等）
- ・ 障害や育てにくさを持つ児童の家庭への虐待の未然防止
- ・ 児童相談所へ来所することが難しい方にも応じたLINEによる相談

② 発達相談・支援センターの設置



児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、令和 2 年（2020 年）4 月に開設しました。相談事業と療育事業を一体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を目指して、発達障害相談事業と児童発達支援事業の機能を兼ね備えた支援事業を行います。

相談事業として、すべての年齢を対象に知的の遅れのない発達障害またはその疑いのある方とその家族及び支援者を対象として、発達障害に関する相談を受け付けています。

また、心身の発達に心配や遅れのある未就学児を対象に、個別療育や集団療育などの児童発達支援・障害児相談支援・保育所等訪問支援を実施しています。

【今後の取り組み】

発達相談・支援センターの役割でもある地域の中核施設として、発達障害に係る関係機関との連携を図り、支援力の向上のために児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所向けの研修会を開催していくとともに、早期療育モデル（ぺあすく）プロジェクトの普及に努めます。また、発達障害体験ワークショップなどの実施により、発達障害への理解の促進を図ります。

(10) 先導的共生社会ホストタウン

東京 2020 大会をきっかけに、共生社会実現のための「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」に関して、特徴的な取り組みを実施する自治体（ホストタウン）を国が登録する制度で、区では以下の取り組みが評価され、令和元年（2019 年）10 月に登録されました。



① ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・障害者団体等と協働し、ユニバーサルデザインの考えを多く取り入れた見やすく使いやすいバリアフリーマップを作製。二次元コード（音声読み上げ用のコード）を採用し、随時改訂を行っています。
- ・区内の公共施設において、障害のある方、熟年者、外国人旅行者など、誰もが快適に利用できるよう、トイレの洋式化の整備を推進しています。
- ・ゼロ段差擦り付けブロックの設置

【今後の取り組み】

今後も、誰もが公共施設等を快適に利用できるよう、ソフト面とハード面でのバリアフリー整備に積極的に取り組んでまいります。

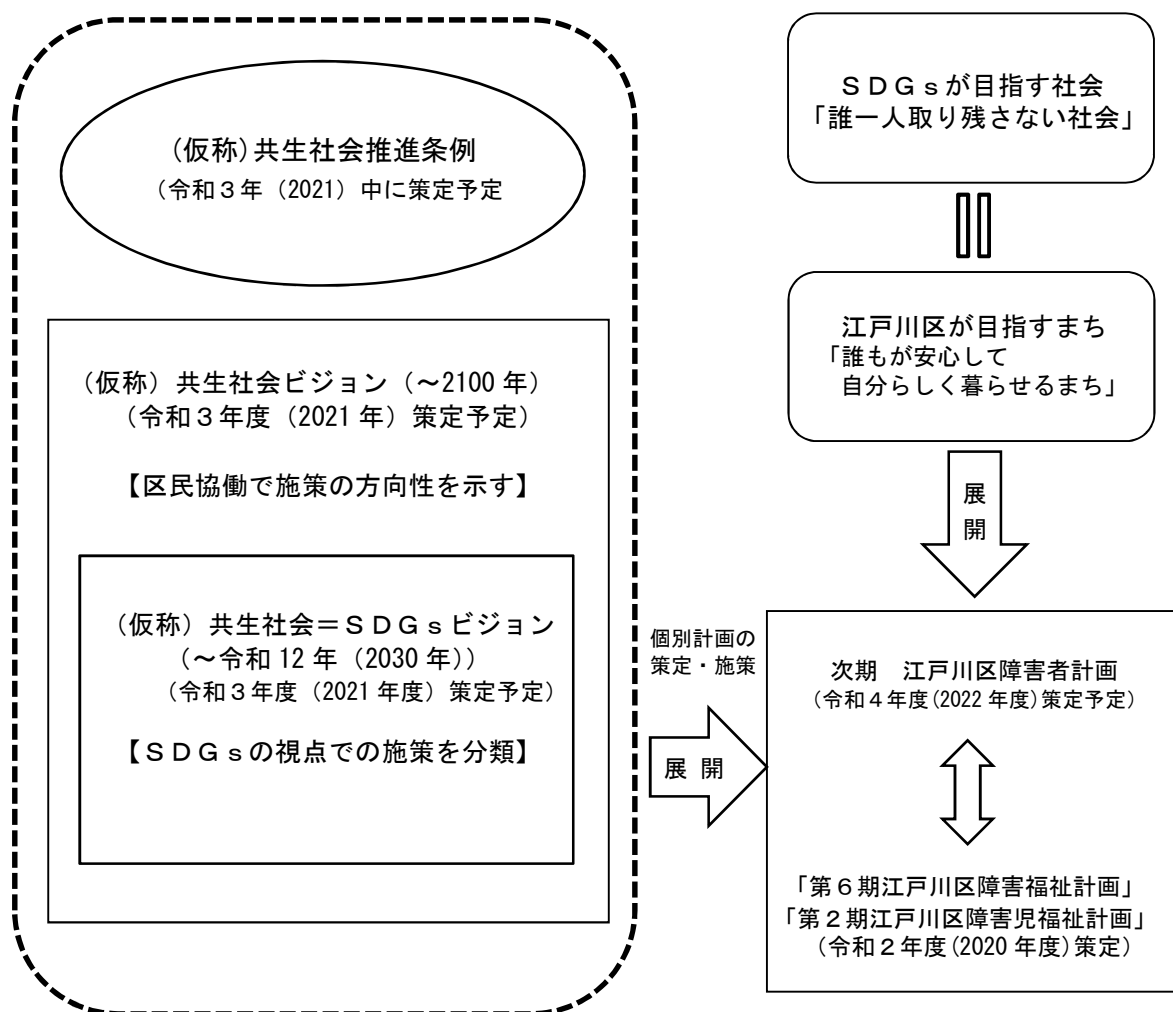
② 心のバリアフリー

- ・「手話言語条例」の制定（都内自治体で初めて）
- ・Game Changer プロジェクト（オランダとのパラスポーツを通じた連携事業）
- ・障害者スポーツ専管組織の設置（都内自治体で唯一）

2 共生社会の実現に向けた区のビジョン

区では、共生社会の実現に向けて、共生社会推進条例のもと、2100年までの区政の方向性を表す「(仮称) 共生社会ビジョン」、令和12年(2030年)までに取り組む施策をまとめた「(仮称) 共生社会＝SDGs(エス・ディー・ジーズ) ビジョン」を策定し、さまざまな施策を展開していきます。

(1) 共生社会の実現に向けた今後の取り組み(ビジョン図)



【えどがわ未来カンファレンス】

区の共生社会の実現に資する政策、計画等について意見交換及び助言を行う場として「えどがわ未来カンファレンス」を設置しました(令和4年度(2022年度)末までの時限的な取り組み)。江戸川区長を座長とし、複数の委員の皆様と共生社会実現に向けた議論を行っていきます。

(2) 今後の取り組み

○(仮称)共生社会ビジョンの策定

- ・概要：従来の長期計画に代わるものとして、共生社会を具現化するための長期的なビジョンを策定する。
- ・策定期期：令和3年度（2021年度）末(予定)



○(仮称)共生社会＝SDGsビジョン

- ・概要：令和12年（2030年）までに取り組む施策を、SDGsの視点で分類した計画を策定する。
- ・策定期期：令和3年度（2021年度）末(予定)



その他、共生社会と理念を同じくするSDGsの達成に向けた取り組みの一つとして、内閣府が募集する「SDGs未来都市」へ応募し、選定を目指していきます。

また、SDGs達成に向けた区の取り組みの周知を図るとともに、区民や事業者のSDGsへの理解を一層高めるため、区が発行する印刷物等にSDGsのアイコンを掲載していきます。

さらに、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（SDGs達成に向けた取り組みを推進していくため、自治体、企業、NGO・NPO、大学・研究機関等の広範なステークホルダー（利害関係を有する企業・団体等）とのパートナーシップの深化を図るためのプラットフォーム）へ参加し、共通の課題に対する検討の実施、知見の共有及び取り組みの具体化に向けた調査・検討の実施を行っていきます。

(3) 本計画との関係

「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」は、(仮称)共生社会ビジョン等と調和し、経過を見据えながら随時、見直していきます。

次期江戸川区障害者計画は、(仮称)共生社会ビジョン及び(仮称)共生社会＝SDGsビジョンを基に策定していきます。